

重要 ワンストップ特例の必要資料と記入について

平成 28 年 1 月 1 日より当自治体のふるさと納税にお申込みいただいた方の中で、ワンストップ特例制度を利用される方については、申請書に個人番号（マイナンバー）の記入と本人確認資料の添付が必要になります。

本人確認資料には、以下のいずれかが必要です。個人番号（マイナンバー）の記入間違いや記入漏れ、本人確認資料が添付されていない場合は、当町では申請を受付できません。

提出内容について、必ずご確認くださいませよう、ご注意ください。

本人確認資料の例（次の 1 又は 2 のどちらかの提出が必要です）

1 個人番号カードの両面コピー（通知カードとは異なります）



（表面） 個人番号カード （裏面）

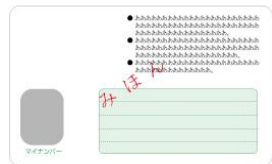
※1 で提出される方（個人番号カードをお持ちの方）は、個人番号カードの両面コピーのみで必要提出物を満たせます。

2 ①通知カードの両面コピー ②個人番号記載の住民票の写し ③個人番号記載の住民票記載事項証明書 上記 ①～③ のいずれか + 本人確認が可能な資料の写し（以下のいずれか）

運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書



（表面）



（裏面）

通知カード

または



個人番号記載の住民票

（個人番号記載の住民票記載事項証明書）

+



運転免許証など

（氏名・生年月日・住所が確認できる

本人写真付きの公的発行物）

ワンストップ特例申請書への記入について

ご申請の折にいただいた情報について、当町で記載可能な範囲を記載しております。記載内容に不足があればご記入いただき、申請時の情報に誤りがある場合は、必ずご連絡の上、ご提出ください。ご連絡なき場合、適切に処理されない場合があります。提出については次のとおりです。

【返送あて先：〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄海町諸浦 348 玄海町役場ふるさと納税担当】

【提出期限：寄附をした年の、翌年 1 月 10 日まで（変更届も同じ）】

※提出後に住所変更があった場合などは届出が必要です。必ずご連絡ください

※郵送事故など、送付後に当町に届かない等について、責任は一切負いかねます。予めご了承ください。

※当町で受付が完了すると、「受付済通知」を行います。これをもって受付完了の案内とさせていただきます。

※本制度の利用対象者は次の要件の両方を満たす方です。要件に当てはまらない方はご連絡ください。

①確定申告が不要な方（例：年末調整のみで、例年確定申告が不要） ※医療費控除のある方などは対象外です

②寄附先の自治体数が 5 自治体以下の方 ※寄附回数ではなく、寄附先の自治体数で数えます

その他ご不明な点はお問合せください。

平成 年 月 日 殿		整理番号	
住 所	フリガナ		
	氏 名	印	
	性 別	男 女	
電話番号	生年月日	明・大 昭・平	

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
平成 年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input type="checkbox"/>
--------------------------------------	--------------------------

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

- (1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者
- (2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input type="checkbox"/>
-------------------------------------	--------------------------

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

（切り取らないでください。）

住 所		受付日付印
氏 名	殿	

受付団体名	
-------	--